

健康管理システム等標準化検討会
母子保健ワーキングチーム（第2回）
令和4年1月25日 【資料2】

健康管理システム 標準化の範囲について

事務局提出資料

母子保健の標準化対象事業と、検討のポイントについて

- 地域情報プラットフォームの対象範囲外であるが、母子保健法上で位置づけられている業務については、標準化範囲とするかどうか検討が必要である。
- 成人検診と同様に、地域情報プラットフォーム標準仕様に記載がないが、システム機能として求められる事業が多数あるため、全国での実施状況等も踏まえ、標準化範囲内として検討することが必要である。
- 市区町村における拡張運用としては成人検診と同様の拡張運用に加え、市区町村単独助成(健診回数上乘せ)を実施している自治体もあり、現行の事業の実施を妨げることがないような整理が必要である。

母子保健分野の標準化範囲のイメージ図

